

日中海上航行安全対話 成果の概要

日本と中国は、経済と政治において重要なパートナーであり、文化的、歴史的に親しい関係にある。良好な日中関係は、日中両国の利益に合致し、東アジア、引いては世界の平和と繁栄に益するものである。

しかし、尖閣諸島（中国名は、釣魚島）及びその周辺海域（以下当該海域等と記す）をめぐる最近の両国の対立は、日中関係に大きなマイナスの影響を与えた。日中関係が一層悪化することを避けるためには、この対立を緩和し、現在の対立を制御する必要がある。このためには、日中双方は、現実的、理性的な態度で建設的な措置を取り、各レベルでの交流と対話を行うことが望ましい。日中両国は積極的に環境を整備し、政府間の対話の回復に向けて共に努力するべきである。

北京大学国際関係学院と笹川平和財団が共催する「日中海上航行安全対話」事業は、上記のような原則と趣旨に基づいて実施されたものである。この事業では両国の海洋法、国際法、東アジアの安全保障及び航行安全等各分野の専門家、学者を招き、2013年8月、10月、そして2014年1月に、それぞれ東京、北京、東京で計3回の合同検討会を開催し、当該海域等における航行の安全と危機管理措置について踏み込んだ対話と検討を行った。対話では、双方の専門家は、両国が当該海域等における互いの法執行上の立場を正確かつ客観的に理解しあうための参考と手本を示すことに努め、目下の当該海域等をめぐる危機的状况を制御し、緩和する方策を検討してきた。

双方の専門家は、対話の中で、当該海域等の主権に関する両国の主張が対立し、それぞれの法執行機関の船舶が対峙しているため、持続的な危機が存在し、さらにエスカレートする可能性があることを強く認識した。それ故に双方の専門家は、日中双方がこの事態を正視し、対策をとる必要があるという認識で一致した。仮に衝突事件や上陸事件等が生じ、危機がエスカレートした場合、両国関係に重大なマイナスの影響を与えることが懸念される。

当該海域等における航行安全と危機管理を検討するに当たっては、双方の専門家は、まず、各自が海上における法執行に関係する国内法の適用と、海洋法条約をはじめとする関連国際法に対するそれぞれの解釈を明らかにし、相手側の関連問題に関する認識を把握し、そのうえで当該海域等での警備行動において法執行機関が行使可能な権限、役割と行動の範囲を理解することに努めた。日中双方は、これらの認識と理解は、誤判断等を避けるための重要な基礎だと確信している。

第二に、双方の専門家は、当該海域等における危機管理措置について検討し、法執行の際に人命や船艇の損傷に対し十分に配慮するよう呼びかけ、衝突事故等により被害者が出た場合の救助、通信手段の改善、原因の究明などについて踏み込んだ検討を行い、衝突の防止、事故等の発生及び発生後の対立のエスカレーションの防止について共に研究した。

第三に、双方の専門家は、当該海域等において日中間の信頼醸成措置を導入することの必要性について意見が一致した。信頼醸成措置の導入は、当該海域等における双方の間に存在する緊張関係を緩和するのみならず、最終的に両国関係の改善に寄与することができると認識した。双方の専門家は、両国の海上法執行機関が政府の指示のもとに、直接接触し、コミュニケーションを改善することが極めて重要だと認識した。これが予期せざる事故や相手方の意図の誤解及び危機状態の緩和と対立のエスカレーションの防止に重要な意義と役割を有している。日中双方は、相互理解の促進や、法執行機関の間の接触を通じて相互信頼を深めることは、日中両国間の緊張を緩和するうえで非常に重要だと認識した。

日中両国の民間による当該海域等における航行安全対話事業を開始してわずか半年であるが、その間に双方の専門家は協力の精神をもって、法的及び技術的な観点から、微妙で複雑な問題につき、率直で、踏み込んだ交流をし、多くの成果を得ることが出来た。対話の中で意見の相違があったものの、双方とも理性的、現実的、そして開放的な姿勢で臨み、結果として研究内容の高度化と専門家の間の相互理解の促進が得られた。この対話を通じて得られた最も重要な成果の一つは、たとえ主権問題についての立場が異なっても、また、国際法の解釈等に関する意見の相違があっても、当該海域等における航行安全に資する共同の対策を打出すことができたことである。

双方の専門家は、良好な日中両国の関係は、日中両国の社会と国民の共通利益に合致し、すべての関係者に利益をもたらすものであることを認識している。そして本対話の結果が示すように、日中双方が多様な民間チャンネルを通して対話と交流を積み重ねることにより、両国関係を改善するための環境を作り出すことができると確信している。

本対話に関するこの報告書は、当該海域等における実施可能と考えられる対策をまとめたものであり、日中両国の政府関係者が航行安全の問題を検討するに当たり、参考にすることを期待するものである。

今回の検討に当たっては、双方の専門家は、日中両政府の当該海域等の主権に関する現時点での主張の相違を十分認識するが、双方の立場の是非には触れず、またそれらを損なうことの無いように留意した。法的な意見や航行安全上

の意見に関する参加者の間の意見の相違は尊重し、相違点は原則両論併記とした。

本報告書に記された見解は、参加者である専門家の属する組織と関係のない専門家個人の意見を取りまとめたものである。

検討に参加した双方の専門家については、別添資料を参照されたい。
(別紙1)。

本報告書は、日本語と中国語で書かれ、それぞれを等しく正文とする。

日本側参加者

東京大学大学院法学政治学研究科	中谷 和弘 教授 (国際法、国際空間秩序と法)
大阪大学大学院国際公共政策研究科	真山 全 教授 (国際法、国際法における武力の管理)
日本船長協会	赤塚 宏一 副会長 (海上航行ルール、救難救助)
海洋政策研究財団	寺島 紘士 常務理事 (海洋政策)
防衛研究所	飯田 将史 主任研究官 (北東アジアの安全保障)
防衛大学校	石井 由梨佳 講師 (国際法、国際刑事法、海洋法)
静岡県立大学国際関係学研究科	坂巻 静佳 講師 (国際法)
笹川平和財団	羽生 次郎 会長
笹川平和財団	茶野 順子 常務理事

中国側参加者

北京大学国際関係学院	朱 鋒 教授 (国際関係学、東アジアの安全保障)
中国南海研究院	呉 士存 院長 (海洋法、海洋戦略)
北京大学国際関係学院	于 鉄軍 准教授 (国際関係学、東アジアの安全保障)
国家海洋局海洋発展戦略研究所	呉 繼陸 副研究員 (国際法、海洋法)
中国南海研究院	洪 農 研究員 (海洋法、海洋安全)
大連海事大学	趙 月林 教授 (海洋航行の安全)
中國人民大学法学院	余 民才 准教授 (海洋法、自衛法、核不拡散法)
中国国際関係基金会海洋研究センター	温 金栄 主任 (海上警備)
中国国際関係基金会海洋研究センター	張 煒 研究員 (海上航行の安全)